

トピックス

「地方分権改革と道州制」

早稲田大学大学院公共経営研究科教授

片 木 淳

去る2月13日、政府の「道州制ビジョン懇談会」が発足し、いよいよ、道州制導入に向けた検討が始まった。

地方分権改革の最後の切札といわれる道州制であるが、そうなるためには、いくつかの課題がある。

まず、国の権限・財源を大胆に道州に移譲し、国の出先機関は原則としてこれを廃止することが必要である。特に、中央集権の弊害が顕著になりつつある教育や警察の事務も、原則として、すべて道州に移すとともに、幅広い自主立法権と「国政参加」（中央レベルにおける道州の代表機関としての参議院の改革を含む）を道州に認めるべきである。

これらの権限移譲等に対しては、中央省庁の役人や「族議員」からの抵抗も予想されようが、政治が強力なリーダーシップを発揮し、これを断行していくことが求められる。

次に、道州の規模、区域の問題がある。

地方制度調査会の答申は、「道州制が適当である」理由として、地方分権改革の推進のため「都道府県の規模・能力を整える」必要があるとした。であれば、現状でも「規模・能力を整え」としていると認められる都道府県は、そのまま道州とすべきである。前国会において成立した「道州制特区推進法」を突破口として、将来、北海道に対する大幅な権限と財源の移譲が実現すれば、現在の区域のままで、れっきとした「道州」が誕生することになる。面積が北海道のように広くない都道府県においても、政令で指定された一定の府県に対して、国の権限・財源を大幅に移譲することとすれば、これまた、規模の拡大なしに現状のままで立派な道州となる（平成15年、静岡県「政令県構想」）。現に、地方制度調査会の答申自身も、その3つの区域案のいずれにおいても人口136万人の沖縄県を単独で道州になるものとしている。

仮に、いくつかの府県を合併させて道州にするとしても、できるだけ小規模でコンパクトなものとすべきである。分権とは、「大から小へ」であり、「小から大へ」ではない。ドイツの都市州ブレーメンは、人口わずか66万人であるが、連邦国家を構成する一州として文字通り一国一城を構えている。

同様の理由から、都道府県の廃止についても、慎重に検討する必要がある。欧米主要国においては、地域（リージョン）政府、広域政府、基礎政府の3層制をとるところが多い（近隣政府を含めると、4層制すら存在する）。わが国においても、道州・府県・市町村の3層制があっても決しておかしくない。

道州の税財政制度としては、道州に対する国税からの大幅な税源の移譲が不可避となる。加えて、財政力格差是正のための財政調整も必要となろう。その際は、将来の各州の財政的自立を目指した、自己努力支援的な、しかも、中央省庁の関与を排した「地方共有税」による水平的な財政調整制度とすべきである。

道州制の導入は、今後のわが国における地方分権改革を前進させるようなものでなければならない（『都市問題研究』18年9月号参照）。